

陳情第3号 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める 陳情

1 陳情の趣旨

- (1) 令和2年度以降から政党機関紙の購読勧誘の実態がどのようなになっているのか、実態を再度把握する為に、議員からの職員への購読勧誘の調査を実施するように、行政に求めること。
- (2) 調査して、まだ強制の実態が続いているようであれば、庁舎内管理規定を厳格に適用して、庁舎内の勧誘行為の中止、もしくは、許可証の申請のないものは禁止するように対応すること。

2 現状

(1) について

本市では、令和2年10月に、課長補佐級以上の管理職を対象に、政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査を実施したところ、議員から電話を含む勧誘を受けた職員のうち、69%の職員から心理的な圧力を感じたとの回答があった。

そこで、令和2年12月9日に、市長から議長あてに、政党機関紙の購読勧誘に関する配慮について依頼したところ、令和3年1月14日に議長から市長あてに、今後、適切な購読勧誘が行われるよう努めていく旨の回答があった。

(2) について

千葉県庁舎管理規則等において、庁舎内で物品等の販売及び勧誘（弁当・飲料等を除く）を行う場合は、市の事業に関連し、販売の必要性について所管課から副申があるものを除き原則許可しないこととしている。